

一般財団法人佐々木泰樹育英会  
平成 28 年度第一回 理事会 議事録

1. 開催日時

平成 28 年 9 月 20 日(火曜日)  
10 時 00 分～10 時 30 分

2. 開催場所

当財団会議室

3. 出席者

[理事]佐々木泰樹、寺島秀昭、白石雅信、立野晴朗、堂免拓也、富永讓、長島明夫  
(理事総数 8 名、出席理事数 7 名)(欠席理事 安田博延)

[監事]金谷政徳、中野竹司  
(監事総数 2 名、出席監事数 2 名)

上記のとおり出席があったので、本理事会は適法に成立した。

4. 議 事

- ・理事長挨拶
- ・その他 意見交換

5. 議事等の内容

- ・理事長より職務報告がなされ承認された。
- ・平成 28 年度司法修習生に対する奨学金の選考委員として、佐々木泰樹・寺島秀昭・伊東毅・山本唯倫・安田博延・立野晴朗が選出され、理事長が委嘱した。
- ・理事長より下記の提出書類による提案がなされ出席理事全員一致の賛成をもって建築を選考する大学院生に対する奨学金給付に関する規定及び司法修習生に対する奨学金給付等に関する規定第 9 条に第 7 項を下記の通り追加することが承認された。  
(7)奨学生の知人の本財団関係者が他財団関係者に推選を働きかけたことが判明したとき

・提出書類

選考の方向性につきまして下記のように提案します。

公益性を第一義とする為、財団関係者の知人はできれば選考されないほうが望ましいのですが、財団関係者に知人がいることによる不利益もまた公益にそぐわないと思います。

従いまして財団関係者に知人がおられる申請者の場合は明確に審査基準に合致する必要があると考えております。また財団関係者による他財団関係者への知人の推選は禁止するルールにしたいと考えております。

上記提案につき理事の堂免様より、「明確に審査基準に合致する。」とは何かという質問を頂きました。「審査基準」は当財団の「目的」として第3条に定めておりますが、「明確に」とは、第三者が何の疑いもなく審査基準に合致している、と思えることと考えております。財団関係者に知人がおられる申請者につきましては、李下に冠を正さずという言葉もあります通り、疑念を持たれる方がおられてはいけない、と考えております。又、審査基準と決議は異質の概念であると考えております。

理事長 佐々木泰樹

以上をもって、議事の全部が終了したので10時30分閉会した。

平成28年9月20日

一般財団法人佐々木泰樹育英会

理事長 佐々木泰樹 賛成

出席理事 寺島秀昭 賛成

出席理事 白石雅信 賛成

出席理事 立野晴朗 賛成

出席理事 堂免拓也 賛成

出席理事 富永讓 賛成

出席理事 長島明夫 賛成

出席監事 金谷政徳 賛成

出席監事 中野竹司 賛成